



平成  
12年度**政府予算編成・施策で要望 全国町村会****市町村合併など3件の緊急要望も**(政務調査会  
六月二十二日開催)

全国町村会は6月22日の政務調査会、翌23日の常任理事会で「平成12年度政府予算編成ならびに施策に関する要望」等を審議、決定し、常任理事会終了後、要望実現のため本会役員が自由民主党ならびに関係各省庁に対し実行運動を行うとともに、衆、参両院議員全員に要望書を提出した。

同要望は、各省庁の明年度概算要求作業に向けて取りまとめたもので、地方分権の実現など全体で42項目にわたっているが、今後、各省庁の検討状況や都道府県町村会からの追加要望をふまえて修正を行い、7月末に再度要望することになっている。

また、23日の常任理事会においては、現下の政策課題となっている市町村合併、過疎法失効に伴う新法制定、中山間地域等直接支払制度について、最近の動向や今後の審議日程等を踏まえ、これら施策に本会の意見を十分に反映させるべく3件の緊急要望を決定し、本実行運動の最重点事項とした。

活 動



厚生省山口事務次官(右)と左から野島(高知) 林(島根)の各監事、山本副会長



自民党森幹事長(中央)と左から野中副会長、平野副会長



国土庁飛弾地方振興局総務課長(左)と左から山本副会長、林(島根)、野島(高知)の各監事



自民党池田政務調査会長(中央)と左から野中副会長、平野副会長、渡辺事務総長



自治省松本事務次官(中央)と左から松本(佐賀)、櫻井(静岡)の各常任理事



自民党亀井組織本部長(中央)と左から野中副会長、平野副会長、渡辺事務総長



林野庁山本長官(左)と左から佐々木(北海道)、宇都宮(愛媛)の各常任理事



建設省橋本事務次官(中央)と左から櫻井(静岡)、松本(佐賀)の各常任理事

役員が自民党、関係省庁に実行運動を展開



# 全国町村会 緊急要望

## 市町村の合併 新たな過疎法の制定 中山間地域等直接支払制度

### 市町村の合併に関する緊急要望

政府においては、地方分権推進計画に基づき、「市町村の合併の特例に関する法律」の改正を含む、いわゆる地方分権一括法案を国会に提出したところであり、今後とも各般の行財政措置を講じた上で、市町村の合併を一層推進することとしている。

複雑・多様化する町村の事務事業の適切な処理、実行の段階に入った地方分権を推進するためには、市町村の行財政基盤の充実が必要であることは言うまでもないことであるが、我々町村長は市町村の合併について、「それぞれの町村は、歴史的な経緯、自然的・地理的条件等が異なっており、また、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を及ぼすことであるので、その実行にあたっては、地域住民の意思を十分尊重しなければならない」と強く主張してきた。

然るに、最近、町村の意向を何ら聴くことなく、国会審議等様々な場において、将来の基礎的的地方公共団体の数を初めから想定した議論がな

されている。一律の人口規模や財政規模により合併を議論することは極めて不適切である。

市町村の合併については、地域の実態に応じて、様々な手法により合併気運の醸成を図りながら、関係市町村の自主的な判断を尊重することが何よりも重要である。

よって国は、地域住民の意思を十分に尊重し、合併を強制することのないよう留意すること。

### 過疎地域活性化特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する要望

我が国の高度経済成長とともに深刻化した「過疎問題」に対処するため、昭和四十五年に過疎地域対策緊急措置法が制定され、その後二回にわたり特別措置法が制定されるなど、総合的かつ計画的な過疎対策が遂行されている。その結果、公共施設の整備や生活環境の改善、自主的・主体的な取り組み等を背景とした交流人口の増加やU・J・エターによる定住施策など、活性化対策は一定の成果を上げている。

しかしながら、大部分の過疎町村

は、依然として農林漁業等、地域産業の停滞、地域の担い手である若年層の流出、少子・高齢化による活力の低下、ひいては、コミュニティの崩壊など厳しい事態に直面しているところであり、交通条件や生活環境の整備を推進するとともに、財政措置を一層充実する必要がある。

よって、政府・国会におかれては、過疎地域活性化特別措置法が失効する平成十二年四月以降については、これまでの過疎対策の枠組みを生かした上で、新たな法律を制定すること。

### 中山間地域等直接支払制度に関する緊急要望

中山間地域等への直接支払制度については、現在「中山間地域等直接支払制度検討会」において検討が進められているところであるが、中山間地域が直面している課題を解決するためには、農林業の振興、地域の活性化、定住の促進等の総合的対策を確立することが急務であり、当面中山間地域に対する直接支払制度の導入に当たっては、下記の事項を盛り込むよう要請する。

記

(1) 直接支払制度の円滑な導入のためには、都市住民を含め国民の理解と協力が不可欠であることから、中山間地域の果たしている国土・環境保全等の公益的機能の周知をはかること。

(2) 対象地域は、明確で客観的基準に基づき定めることとし、特定農村法、山村振興法等の地域振興立法の指定町村を基準とする場合は、特例として地方自治体が、自然条件等が同等の不利条件にあると認める地域についても対象地域とすることができるよう措置すること。

(3) 対象者には、認定農業者、第三セクター、生産組織等とともに集落協定により農地等の管理業務を行う高齢者のグループ等も含むこと。

(4) 対象行為は、集落を単位として集落協定により定めることとし、自然生態系の保全に資する取組みや水の確保、農地と一体となった周辺地域の管理活動等中山間地域の公益的機能の増進につながる行為を含むものとする。

(5) 財源については、中山間地域の公益的機能に十分配慮し、全額国庫負担とすること。

(6) 町村の事務はできる限り簡素化するとともに集落協定の策定等を推進するための事務費を確保すること。

(7) 期間については、農林業収益の向上等により対象地域での農業生産活動等の継続が可能であると認められるまで実施すること。

活 動

平成十一年度政府予算編成・施策に関する要望

一、地方分権の実現

二一世紀を間近に控えた今日、変貌する内外の社会経済情勢の下で、わが国は大きな構造的変革を迫られており、地方分権の実現は、現下の極めて重要な課題である。

よって、国は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」を円滑に施行するとともに、次の事項を実現されたい。

- 1、事務・権限の移譲および補助金の廃止に伴う町村の財政負担については、地方税・地方交付税等の必要な地方一般財源を確保するなど、必要な措置を的確に講じること。
- 2、今後、一層の事務・権限の移譲を推進すること。
- 3、権限移譲の「受け皿」整備の見地から市町村の合併を強制することのないよう十分配慮すること。
- 4、平成十二年七月に法期限を迎える「地方分権推進法」を延長すること。

二、町村財政基盤の強化

町村は、自主税源が乏しい中、地方分権の進展を踏まえ、少子・高齢化対策等地域福祉の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、厳しい条件下の農林水産業の振興等、個性豊かな地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。よって、国は町村財政基盤を強化

するため、次の事項を実現されたい。

- 1、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」を円滑に施行するとともに、地方分権推進計画を基に、事務・権限の移譲および国庫補助負担金の廃止に伴う町村の財政負担にあつては、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなどの確な措置を講じること。
- 2、地方交付税制度の充実強化
- (1) 町村が安定した財政運営ができるよう、地方交付税所要額を確保すること。
- (2) 税源の偏在による財政力の是正および一定の行政水準の確保をはかるため、財政調整機能は、極めて重要であるので、基準財政需要額の算定にあつては、町村のもつ役割を十分考慮し、実態を的確に反映したきめ細かい財政需要の算定をはかり、町村への傾斜配分を強化すること。
- (3) 地方交付税が地方の固有財源であることを明確にするために、国会計に直接繰り入れること。
- (4) 町村の公債費負担が増高していることにかんがみ、元利償還金に対する地方交付税算入率の引上げおよび対象事業の拡大をはかること。
- 3、公共事業等にかかる補助負担率の恒久化に伴う地方負担については、引き続き適切に措置すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかると分割基準に事務所または事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合の適正化をはかること。

- 4、低水準にある町村の重点的、計画的な社会資本整備のための公共投資については、国庫補助事業および地方単独事業にかかる地方負担所要財源を十分確保すること。
- 5、町村税源の充実強化
- (1) 地方税は、地方自治の基礎を支えるものであり、地方分権の進展に応じ、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するために、税源移譲などにより、租税総額に占める地方税のウエイトを高め、町村税源の充実強化をはかること。
- (2) 個人住民税は、町村における、負担分任を基調とした基幹的な税目であるので、安定的にその充実がはかられるよう措置すること。
- (3) 地方法人課税に関しては、町村にとつて重要な税源であるので、法人住民税総額についてこれを確保すること。
- また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかると分割基準に事務所または事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合の適正化をはかること。
- (4) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目という観点から、その充実、確保をはかること。
- (5) 租税負担の公平を期する見地から非課税等特別措置については、さらに整理合理化をはかること。特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を行うこと。

- (6) 軽自動車税の各標準税率を引き上げること。
- また、軽自動車税のうち原動機付自転車については、課税の在り方等について実態に見合った見直しを行うこと。
- (7) 入湯税の税率を引き上げること。
- (8) ゴルフ場利用税は、その十分の七が関係市町村に交付されており、特に財源に乏しく山林原野の多い町村の貴重な財源となつており、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、本税の充実、確保をはかること。
- (9) 遅れている町村道等の整備を促進するため、道路特定財源については、町村への配分割合を引き上げるなど、道路財源の充実強化をはかること。
- (10) 特別地方消費税について、平成十一年度末の廃止にともなう減収分については、地方消費税の配分にあたり、特別地方消費税の減収相当分を配慮すること。
- (11) 個人都道府県民税にかかる徴収取扱費交付金の増額をはかること。
- (12) 地方税法改正については、年度末専決を行わなくてもよいよう、同法の早期成立をはかること。
- 6、地方債の充実改善
- (1) 政府資金および公庫資金等、優良な資金による所要総額を確保するとともに、融資条件等の改善をはかること。

## 活 動

(2) 平成十一年度をもって失効する過疎地域活性化特別措置法については、新たに法律を制定するとともに、過疎債についても所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

(3) 高利の政府資金については、引き続き繰上償還を認めるとともに、対象団体、対象債の拡充をはかること。

また、借り換えについても検討すること。

(4) 公庫資金については、繰上げ償還および借換債の拡充をはかること。

(5) 道路改良事業の弾力的運用をはかることとし、町村道整備にかかる起債対象範囲を拡大すること。

7、第3セクター等の経営の状況にかんがみ、今後の社会経済情勢の変化に対応したあり方についての指針が策定されたところであるが、さらに運営改善のための所要の措置を講じること。

8、コンピュータ西暦二〇〇〇年問題については、住民生活に支障の生じないよう、財政措置をはじめ危機管理の徹底等各般にわたり、適切な措置を講じること。

9、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村および人口急増町村等に対し、地域の实情に即した財政措置を講じるよう、特に配慮すること。

## 三、国・地方間の財政秩序の確立

地方公共団体の自主性・自立性を高め、財政運営を健全化するため、地方分権推進計画を基に、国庫負担金および国庫補助金の区分に応じて整理合理化、運用・関与の改革等を一層はかかっていく必要がある。

よって国は、次の措置を実現されたい。

1、地方分権推進計画を基に、国庫補助金等の整理合理化を一層推進するとともに、事務・権限の移譲にあたっては、地方税・地方交付税等の地方一般財源を確保するなどの確な措置を講じること。

2、類似目的を有する国庫補助金等については、地方の実情に応じ自主的、弾力的に運用できるように、統合・メニュー化を促進すること。

3、地方超過負担を完全解消するため、次の措置を講じること。

(1) 国庫補助負担金の単価の適切な改定、対象数量の是正、対象範囲の拡大等。

(2) 適切な標準設計、標準仕様が設定されていない施設整備費について早急な設定と単価積算の基礎および補助対象範囲等の明確化。

(3) 国庫委託金について実所要額の措置。

4、国庫補助金等で整備した施設の耐用年数について、弾力的に運用すること。

5、国庫補助金等で整備した施設について、住民のニーズに応じた有効

利用をはかるため、自主的な判断により当初目的以外の用途に有効活用・転用できるよう、制度・運用の改善をはかること。

6、国庫補助金等の事務手続の簡素合理化をはかるとともに、早期決定・早期交付を行うこと。

## 四、国土政策の推進

国土政策は、国土の均衡ある発展をはかることが基本である。国土総面積の七二%を占める町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、二一世紀に向って全国のそれぞれの地域が特性を生かした適切な役割を担っていけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、先の大震災等の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることにも配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、「二一世紀の国土のグランドデザイン」を効果的、かつ着実に推進するため、具体的な推進方を策定するとともに、その適切な運営をはかること。その際、多自然居住地域と位置づけられ、国土の保全と利用について大きな役割を担う町村の意見を十分反映すること。

また、森林、農地等、国土資源の保全、管理が喫緊の課題となつてい

ることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

2、災害に強い国土づくりのために、長期的視点に立つて人口および産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。

3、地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限の移譲および財政措置の充実強化をはかるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な支援策を講じること。

4、農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、美しいむらづくりを推進するとともに、農林漁業振興対策等、各般の施策を拡強化し、総合的、計画的に推進すること。

また、都市や農山漁村等の広域的な交流・連携を促進すること。

5、人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講じること。

6、高規格幹線道路および空港等、高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大にかんがみ、地方空港の整備を積極的に推進すること。

7、整備新幹線の整備については、国土の均衡ある発展に不可欠なプロ

ジェクトであり、早期着工、早期完

活 動

成を目指して推進すること。  
8、情報格差の是正、住民サ ビス向上のため総合的、計画的な地域情報化を促進すること。

特に、電気通信格差是正事業の拡充等により、自治体ネットワーク、光ファイバー網、移動体通信、CATV等の高度情報通信基盤の整備を推進すること。

9、港湾整備事業は、豊かで活力ある地域づくりをはかるうえからも重要であることにかんがみ、第9次港湾整備七箇年計画を着実に推進すること。

10、第六次海岸事業七箇年計画を着実に推進すること。

11、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの町村に対する振興施策を積極的に推進すること。

五、地域活性化対策の推進

国土の均衡ある発展をはかる見地から、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、少子・高齢化への対応をはじめ、若者も定住する豊かで住みよい地域社会を構築する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、町村が自主的・主体的に取り組む地域づくりを推進するため、ふるさと関連施策を充実すること。

特に、地域が創意に基づき「人づくり」「地域経済再生」等に主体的かつ総合的な取り組みを行うことができるよう、地域活力創出プラン開

連事業を推進すること。

2、過疎地域、辺地、山村、豪雪地帯、半島地域、離島などの持つ国土保全、水源涵養等の公益的・な機能の重要性にかんがみ、これら特定地域に対する振興施策を推進するため、特別な財政措置を講ずること。

3、地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備と利活用の促進をはかるとともに各種活動への住民参加の促進対策等を強力に支援すること。

4、農山漁村地域が果たしている公益的役割の見地から、後継者の育成・確保、定住促進対策等の取組を支援するため、国土保全対策事業を充実すること。

5、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う厳しい影響と人口の減少や高齢化などにより、地域活力の低下している農山漁村地域の活性化と農林漁業の体質強化をはかるため、地域の自主性、主体性ならびに事業実施計画等を尊重しつつ、農山漁村関連施策および農林漁業振興対策を強力に推進すること。

6、情報通信格差の是正をはかるとともに、高度情報通信社会の進展に対応した地域の情報化を促進するため、光ファイバー網、移動体通信、情報拠点施設およびCATV等の高度情報通信基盤の整備等を推進すること。

7、地域住民が不便なく情報化の成果を利用することを可能にする町村の取組を推進するとともに、複数の町村が行う情報システムの共同開発

事業に対して支援すること。

8、地域産業創造対策の充実および経済停滞地域等に対する経済対策を推進するとともに、財政措置をはじめ税制および金融上の措置を拡充すること。

また、地域雇用開発等促進法等について弾力的な運用をはかると。  
9、国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・国際協力事業および在日外国人に関する対策等について財政措置を充実すること。

10、総合保養地域整備法によるリゾート地域の整備にあたっては、自然や生態系に充分配慮しつつ、町村の活性化をはかる見地に立って、総合的かつ機動的に推進すること。

11、人口が急増する町村は、小・中学校等の教育施設、公共下水道、廃棄物処理施設等の生活環境施設など緊急に整備する必要があるため、その事業量を確保し、地域の実態に即するよう財政措置を強化すること。

六、子育て支援対策の推進

わが国においては、近年の著しい少子化の中で、子ども同士のふれあいの減少などにより、子どもの自主性、社会性が育ちにくく、また、社会保障費用にかかる現役世代の負担の増大、社会の活力の低下等への影響が懸念される状況にある。このため子ども自身が健やかに育っていきける社会、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくり等の強力な推進が求められている。

新刊紹介

『情報公開法の解説と国会論議』

— 政府情報入手の最強ツール  
市民のための情報公開法の使い方 —  
畠 基晃著 (はたけもとあき)

五月七日に「情報公開法」が成立しました。国レベルでの法律制定は「開かれた行政」に向けての大きな一歩といえます。但し、情報公開に関しては、地方自治体による条例制定等の活発な動きが先行してきたことを考えると、ようやくとの感が否めません。ただ一方で、未だ全国市町村の三ノ四は条例が未整備との統計もあり、今後はその対応が急務となってくるものと思われまます。

本書は「情報公開法」の制定過程に直接携った著者が、一般読者にも理解しやすいように、基本的な法律の仕組みと手続の流れを、条文に即してわかりやすく解説しています。また、本書の特長として、成立過程においてなされた国会論議等についても触れるなど、著者ならではの情報も豊富に盛り込まれています。

従いまして、既に条例を制定されている自治体は勿論のこと、条例の修正に着手されている自治体には、その実務に十分堪え得る内容となっています。是非一度、目を通してみてはいかがでしょうか。

発行…青林書院「せいりんしょいん」  
定価…三、二〇〇円  
判型…A5/三〇〇頁  
TEL…〇三・三八一五・五八九七  
FAX…〇三・三八一四・一三二六

活 動

よって、国は子育て支援のための対策を総合的、計画的かつ緊急に推進すること。

七、社会福祉対策の推進

夫婦共働き世帯の一般化、核家族化の進行等に伴い、家庭における保育機能や介護機能が低下してきている。このため、地域住民のニーズに対応した保育制度の充実および障害者が安心して暮らせる福祉のまちづくり等の推進が課題となっている。よって、国は次の事項を実現されたい。

1、児童福祉対策等の推進

(1) 保育制度の充実

ア、緊急保育対策等五か年事業の終了に伴う、新たな保育対策事業を策定すること。

イ、保育所運営費の基準の改善をはかるとともに、特別保育にかかる財政措置を充実すること。

ウ、保育制度にかかる国の財政負担を地方へ転嫁しないこと。

(2) 児童健全育成対策にかかる財政措置を充実すること。

(3) 保育所、幼稚園の連携強化および施設の総合化をはかると。

(4) 母子、父子家庭対策を充実すること。

(5) 乳幼児にかかる医療費の無料化を制度化すること。

2、障害者福祉対策の推進

(1) 障害者プランを着実に実施すること。

(2) 障害者保健福祉対策にかかる財政措置を充実すること。

(3) 身体障害者更生援護施設にかかる措置費基準の改善をはかると。

(4) 障害者スポーツの振興をはかると。

3、社会福祉協議会等の充実

(1) 市区町村社会福祉協議会の活動費にかかる財政措置を充実すること。

(2) 民生(児童)委員の活動費にかかる財政措置を充実すること。

八、義務教育施設等の整備促進

二一世紀を間近に控え、わが国を担う子どもたちを時代の進展に即応し、心身ともにたくましく育成するため、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。よって、国は次の事項を実現されたい。

1、義務教育施設等整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

2、学校給食については、地域の実情に即した給食施設及び設備にかかる財政措置を充実するとともに、米飯給食に対する財政措置を講じること。

また、集団食中毒対策の充実・強化をはかると。

3、学校図書館図書等の整備に対する財政措置の充実をはかると。

4、小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

5、心豊かなゆとりある教育の実現をするため、学習指導要領の改訂を

図ること。また、少人数教育を促進するため、一学級定数基準を緩和すること。

九、青少年の健全育成対策の強化

二一世紀を担う青少年の健全育成のため、家庭、学校ならびに地域社会が一体となって強力に推進する総合的な対策が必要である。よって、国は次の事項を実現されたい。

1、青少年の団体活動、ボランティア育成活動等青少年育成国民運動を一層推進すること。

2、学校生活におけるいじめや、非行等の問題行動が多発している現状にかんがみ、生徒指導の充実強化、その他児童・生徒を健全に育てるための心の教育を一層推進すること。

一〇、生涯学習等の振興

人々がいつでも、自由に多様な学習機会を選択して学ぶことができ、心にゆとりと潤いのある生涯を送れるようそれぞれの地域の実情にあった生涯学習推進体制を整備する必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

1、生涯学習振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

2、生涯スポーツの普及振興事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充

実すること。3、史跡等文化財保護に対する財政措置を充実すること。

一一、老人保健福祉対策の推進

高齢社会の到来を踏まえ、新たなシステムに対応した基盤整備を計画的に推進するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを強力に推進する必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

1、老人保健対策の推進

(1) 老人医療費に対する国の負担割合を拡充すること。

(2) 老人医療費拠出金の算定にかける老人加入率の上限を撤廃すること。また、退職者にかかる老人医療費拠出金の全額を退職者医療制度で負担すること。

(3) 老人保健事業にかかる財政措置を充実すること。

(4) 介護老人保健施設については、町村が必要とする事業量を確保するとともに財政措置を充実すること。

2、老人福祉対策の推進

(1) 養護老人ホーム等にかかる措置費基準の改善をはかると。

(2) 在宅福祉施策(ホームヘルプサービス事業、デイ・サービス事業、ショートステイ事業等)及び老人福祉施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等)については、町村が必要とする事業量を確保するとともに地域の実情に応じた整備ができるよう財政措置を充実すること。特



活 動

に、小規模特別養護老人ホーム等の設置基準等の緩和をはかること。

(3) 高齢者がその実態に応じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。

3、痴呆性老人に対する総合的対策の推進をはかること。

一、二、介護保険制度の円滑な導入

高齢化が著しく進行する我が国において、高齢者介護は喫緊の課題であり、国、都道府県、市町村が一丸となって取り組むことが何よりも重要である。町村においては、平成十二年四月からの介護保険制度施行に向けて懸命に努力しているところであり、同制度を円滑に導入し、かつ安定的に運営するためには、町村の意見を尊重することはもとより、国、都道府県がその役割を十分に果たすことが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、保険者について  
市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には、公平、公正かつ、より効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織での運営を推進すること。  
2、保険料について

(1) 低所得者に対する保険料については、減免措置を講じるとともに、

同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。

また、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること。

(2) 事務の効率化のため、第1号保険料にかかる特別徴収の対象範囲を拡大すること。

(3) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険の収納低下により生じる歳入欠陥については、全額国費により補填すること。

3、財政調整について

(1) 国の負担二五%のうち五%が調整財源とされているが、調整財源については二五%の外枠とし、必要額を措置すること。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は、国及び都道府県の負担とする。

(3) 市町村相互財政安定化事業が円滑に実施できるよう、積極的な調整をはかるとともに、調整にかかる諸経費について財政措置を講じること。

4、要介護認定について

(1) 公平、公正な認定を確実なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示及び連絡調整を行う本部ならびに生活圏域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。

(2) 認定審査会委員の研修及び訪問調査員等の研修を充実すること。

(3) 認定審査会委員報酬及び調査業務委託料については、実態に応じた

基準額を設定するとともに、早急に示すこと。

5、介護報酬について

介護報酬の設定にあたっては、報酬の設定基準を早急に示すとともに、地域の実情を十分考慮すること。

6、利用者負担について

低所得者に対する利用料負担については、減免措置を講じるとともに、同措置にかかる国、都道府県による財政補填制度を創設すること。

7、家族介護に対する評価について

(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付を含め、支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護サービスについては、介護保険給付の対象とすること。

8、サービス提供事業者等について

(1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるよう支援体制を確立するとともに、十分な財政措置を講じること。また、給付されるサービスの内容が適切であるか否かについて市町村が確認できる方策を導入すること。

(2) 市町村特別給付については、法律、政省令等によって関与しないこと。

9、介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については、人材の育成・確保等にかかる支援策を含め十分な財政措置を講じること。

と。

(2) 介護療養型医療施設の入所定員数が、市町村の保険料水準に及ぼす影響が大きいことに鑑み、都道府県が行う同医療施設の指定にあたっては、市町村介護保険事業計画が十分反映されるよう措置すること。

(3) 介護支援専門員の地域的偏在等についての対応策を講じるとともに、研修を充実すること。

(4) 要介護認定において自立等と判定された現行福祉サービス受給者については、継続的な措置がとれるよう財政措置を講じるとともに、介護保険施設からの退所者等にかかる受け入れ体制の整備等について、十分な財政措置を講じること。

10、事務費について

市町村における介護保険の事務の執行については、所要人員を含め事務内容を早急に示すとともに、十分な財政措置を講じること。

11、その他

(1) 政令および省令等に委ねられる事項については、その内容を明らかにした上で、市町村の理解と納得を得て規定すること。

(2) 介護保険制度に関する国民の理解と協力を得るため、的確な広報を行うこと。

(3) 第1号保険料の算定にあたっては、税情報等が必要となるため、関係法令において情報提供が可能となるよう対処すること。

(4) 介護保険制度の施行時において、特別養護老人ホーム等の運営に支障が生じることのないよう、つな

## 活 動

ぎ資金の融資制度等を創設すること。  
 一三、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1、地域保健の充実
- (1) 母子保健事業が円滑に実施できるよう財政措置を充実すること。
- (2) 予防接種が集団接種から個別接種になったことに伴うワクチン代の高騰に対処し、予防接種事業にかかる財政措置を充実すること。
- (3) 保健婦、助産婦、栄養士等の養成、確保をはかるとともに地域の実情に応じて配置できるよう財政措置を充実すること。
- (4) 市町村保健センターの運営および施設整備にかかる財政措置を充実すること。

## 2、地域医療体制の充実

- (1) 自治体病院の経営健全化対策および施設整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 看護職員の養成、確保をはかるとともに、財政措置を充実すること。

(3) 国立病院・療養所の統廃合、経営移譲等については、地域の医療に支障をきたさないよう地元町村と十

分協議すること。

3、へき地診療所等の運営、医師および看護婦の確保ならびに施設整備等にかかる財政措置を充実すること。

4、救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、救急医療情報センターにかかる財政措置を充実すること。

一四、国民健康保険制度の抜本的な改革の実現

国民健康保険制度は、被用者保険に比べ低所得者層が多くさらに老人加入率が高い等その構造的な体質のため、財政的に脆弱であるうえに、医療費の増高等により保険料(税)の負担および一般会計からの繰入れはすでに限界に達するなど制度の維持運営に支障をきたしている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、各種医療保険制度間における負担と給付の公平化をはかため、医療保険制度の一本化を早急に実現すること。

なお、一本化にあたっては、国、地方団体、民間等の役割分担を明確にし、保健、医療、福祉の諸制度が相互に連携し合い、一貫した運用ができる制度を確立すること。

2、慢性期医療等に対する包括払いの積極的な活用等診療報酬制度を見直すとともに、薬価基準制度を抜本的に改正すること。

3、国保財政の健全化及び保険料(税)負担の平準化に資するため、

新たな国庫負担措置を講ずること。

一五、食料・農業・農村基本法に基づく新たな地域農政の推進

二一世紀における国民食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の発揮等を実現するため「食料・農業・農村基本法」に基づく新たな地域農政を推進し、生産性の高い地域農業と活力ある農山村を実現することが必要である。

このため、食料・農業・農村基本法に基づく制度の創設等に当たっては、次の事項を盛り込むこと。

1、食料自給率の設定に当たっては、現在の自給率水準の向上をはかるとともに、総合的な生産振興対策を確立すること。

2、中山間地域が直面している課題を解決するためには、農林業の振興、地域の活性化、定住の促進等の総合的対策を確立することが急務であり、当面、中山間地域に対する直接支払制度の導入については、次の事項を盛り込むこと。

(1) 直接支払制度の円滑な導入のためには、都市住民を含め国民の理解と協力が不可欠であることから、中山間地域の果たしている国土・環境保全等の公益的機能の周知をはかること。

(2) 対象地域は、明確で客観的基準に基づき定めることとし特定農山村法、山村振興法等の地域振興立法の指定町村を基準とする場合は、特別として地方自治体が自然条件等が同

等の不利条件にあると認める地域についても対象地域とすることができるよう措置すること。

(3) 対象者には、認定農業者、第三セクター、生産組織等とともに集落協定により農地等の管理業務を行う高齢者のグループ等も含むこと。

(4) 対象行為は、集落を単位として集落協定により定めるとし、自然生態系の保全に資する取組みや水の確保、農地と一体となった周辺林地の管理活動等中山間地域の公益的機能の増進につながる行為を含むものとする。

(5) 財源については、中山間地域の公益的機能に十分配慮し、全額国庫負担とすること。

(6) 町村の事務はできる限り簡素化するとともに集落協定の策定等を推進するための事務費を確保すること。

(7) 期間については、農林業収益の向上等により対象地域での農業生産活動等の継続が可能であると認められるまで実施すること。

3、優良農地を確保するため株式会社等の農地取得に当たっては、土地投機等が行われることのないよう十分な措置を講じるとともに、地域の土地利用計画の策定等に係る町村長の権限を強化すること。

4、意欲ある担い手の確保・育成と新規参入を促進するため農業就業者の所得、社会保障、年金等の身分保障制度を確立すること。

5、次期WTO交渉に当たっては、農業の有する多面的機能や食料安全

## 活 動

保障の重要性、輸入国と輸出国との権利・義務のバランスの確保等新たな国際ルールづくりの実現に向け国際交渉の場において我が国の立場を強く主張すること。

また、関税化に移行した米については、国内生産に影響のないよう関税水準を維持すること。

## 一六、農業対策の充実強化

わが国の農業・農村は国際化の一層の進展、過疎化・高齢化の進行等大変厳しい状況にある。このような状況において、食料・農業・農村基本法に沿った対策を推進し、来るべき二一世紀において安定した足腰の強い農山村の構築を早急に実現する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、米の需給改善と価格安定対策の推進

(1) 次期生産調整推進対策については、生産者団体が主体的に推進する体制を確立すること。

(2) 生産調整面積については、地域の実態と意向を反映できるものとし、転作の困難な中山間地域においては転作面積を緩和すること。

(3) 生産調整を円滑に推進するため作物ごとの転作助成金の単価を是正するとともに麦、大豆、飼料作物等の優良品種の育成等転作物物の振興対策を強化すること。

(4) 生産調整実施者の実施メリットを明確にするため、米価が下落した場合の稲作経営安定対策を強化する

こと。

(5) 公平性を確保するため転作の未達成都道府県の解消に務めること。また、転作面積は早期に提示すること。

(6) 生産調整に係る町村の事務を簡素化するとともに当該事務を推進するための必要な予算を確保すること。

(7) 酒米等を安定的に確保するため、加工用米制度を維持すること。

(8) 自主流通米価格の安定をはかるため次の措置を講ずること。

ア、米の在庫水準改善に資するため、ミニマムアクセス米および過剰となる在庫米については食料不足の諸外国への援助米に活用する等の措置を拡大すること。

イ、最近の米消費の実態を踏まえ、新規用途の開発等、国産米の消費拡大対策を強化すること。

(9) 平成十二年産米の政府買入価格は、地域農業の安定をはかるため、生産費等地域の生産条件を十分反映したものとすること。

2、UR合意関連対策の着実な推進  
国際化の進展に対応し、早急に国際競争に耐えうる地域農業の体質強化と活力に満ちた農山村の建設をはかるため、「UR合意関連対策」を着実に推進すること。

なお、UR合意関連対策の事業内容、期間が見直されたことに伴い、事業実施に当たっては地域の自主性、実施計画等を尊重し、画一的な運用を避け、地域の実情に応じて弾力的に実施できるよう措置すること

## 活 動

もに、事業実施に必要な予算の確保に努め、町村等の事業費負担の軽減に配慮すること。

特に、中山間地域に対する施策について積極的に支援すること。

3、地域農業の体質強化と構造改善の促進

(1) 地域農業の担い手の育成・確保  
ア、認定農業者の確保と経営改善をはかるため、スパーL資金の融資枠を拡大するとともに、意欲と経営能力に優れた新規就農者の育成・確保をはかるため就農支援資金を拡充すること。また、認定農業者を核とした広域的な農作業受託組織の育成をはかる等「認定農業者等対策」を推進すること。

イ、集落内の話し合いと住民参加により地域の農地流動化、農作業受委託等を推進する集落営農組織に対する支援措置を強化すること。

ウ、女性の農業経営に参画する機会の確保と高齢農業者が生きがいを持って農業活動を行うことができる環境を整備すること。

(2) 農業構造改善事業の推進

ア、UR合意関連対策の着実な推進をはかるため、「地域農業基盤確立農業構造改善事業」に関する予算を確保すること。

イ、食料・農業・農村基本法の趣旨に即し、望ましい農業経営・農業構造の確立等をはかるため現行農業構造改善事業に代わる新たな事業を創設すること。

(3) 農業基盤整備の推進と土地改良負担金の軽減

生産性の高い地域農業を確立するため、平地地帯など条件に恵まれた地域で大区画ほ場整備等の高生産性農業基盤整備を推進すること。

なお、土地改良負担金の農家負担の一層の軽減をはかるとともに、受益者負担のない場合は土地改良法に基づく同意を要しないよう法手続きを簡素化すること。

また、土地改良事業に係る施設および広域営農団地農道の維持管理費の助成を拡充するとともに、国営かんがい排水事業により建設された施設は国が管理すること。

(4) 農業者年金制度の改善

最近の状況が大きく変化していること等を踏まえ農業の担い手の確保、経営移譲の円滑化、農業者の生涯所得の確保の観点から幅広く検討するとともに、長期的に安定した運営に必要な財源の確保をはかること。

(5) 耕作放棄地の増大等に伴う農地の保全・管理対策の強化

農山村地域における過疎化並びに高齢化の進展に伴い、近年、離農農家、不在地主の増大等により、耕作放棄農地や放置森林等が増加傾向にある。

このため、中長期的視点に立つて以下の措置を講じること。

ア、耕作放棄農地、放置森林等の維持管理等を行う町村、公社、第三セクターへの経費助成の拡充  
イ、受け手のない優良農地、不在地主の農地、離農跡地を町村および農地保有合理化法人等が取得し、意

欲ある担い手に引き継ぐまで維持管理する制度の創設と必要な財政措置  
ウ、相続に伴う農林地の粗放化、細分化防止のための特例措置として耕作および管理できないものについては、町村又は農協等が買取り管理する制度の創設工、農業公社、関係法人等の設立並びに耕作農地確保の場合の事務手続きの簡素化

(6) 農地利用規制等の改善  
農業委員会の見直しをさらに進めるとともに、土地開発公社が公共事業用地のために農地を取得する場合には、市町村と同様、「農地の転用の制限の例外」とすること。

4、農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備

(1) 農山村地域活性化対策の総合的推進  
自然的、経済的に不利な条件下にある農山村地域において若者が定住する条件を整備するためには、農業を基幹産業とした多様な産業の総合的振興等就業、所得機会の拡大をはかる施策の実施が必要であり、特に中山間地域において採択条件の緩和、補助率の引上げ、負担金対策、貸付け金利引下げ等の特例措置を講じること。

(2) 農山村の生活文化環境整備の促進  
農山村地域の生活環境の整備および快適な農山村社会を建設するため、都市と比べて立ち遅れている農山村の道路（基幹道路、生活道、農道、林道など）、集落排水施設、下水道、合併処理浄化槽等排水処理施設、医療、教育、文化、福祉施設等生活文化環境の整備を促進する事業を拡充・強化することとし、農業集落排水施設の整備については、都道府県による代行制度を創設すること。

特に、情報化の都市との均衡ある発展をはかるため、地域住民への映像情報を提供する事業を拡充すること。

(3) 農山村と都市との交流の推進  
農山村地域の活性化や都市と農山村との新たなパートナーシップを確立するためグリーンツーリズム等の交流を推進すること。

(4) 地方財政措置の拡充  
地域の自主性・創意工夫を活かしつつ、地域の活性化をはかるため、「農山漁村関連施策」および「国土保全対策」を拡充すること。

また、一般公共事業債の対象範囲の拡大等町村に対する財源対策の拡充・強化をはかること。

5、農業生産・流通体制の総合的推進

(1) 農業生産体制強化総合推進対策の拡充国際化の進展に対応して地域農業の体質強化をはかるため、①地域において育成すべき経営体等を核とした生産体制の確立、②革新的な農業技術の導入・実証、③青年農業者、農村女性等の人材育成、④地域の特色等を活かした多様な農業生産を推進すること。

また、近年の有機食品に対する消費者の関心の高まりに対応し、環境保全型農業を総合的に推進すること

活 動

もに有機農産物および特別栽培農産物の認証制度の確立をはかること。

(2) 畑作・園芸振興対策の強化

ア、畑作農業をめぐる厳しい情勢に対処し、その体質強化をはかるため合理的輪作体系の推進、用途転換の推進、機械化等先進的畑作技術の開発・普及等の施策を強化すること。

特に、麦、大豆の生産の振興と価格の安定をはかること。

イ、野菜価格安定対策の拡充強化をはかること。

(3) 畜産総合対策等の積極的推進

酪農及び肉用牛経営の安定と健全な発展をはかるため、酪農・肉用牛ヘルパー制度の充実、家畜排せつ物の利用促進・処理施設の整備、肉用子牛等対策の強化、借入金への負担を軽減するための支援措置等の事業を拡充すること。

また、海外悪性伝染病の侵入防止対策の一層の強化をはかること。

(4) 農業生産資材対策の推進

農産物の生産コスト低減対策の一環として、農業機械の効率的再利用の推進、肥料費及び農薬費の低減の促進、機械化に適應できるパイオ苗の効率的な生産・流通の促進、さらに中山間地域の農業の活性化をはかるため、地域特産物の特性等に適した農業機械の開発をはかること。  
また、農業用廃プラスチックの回収促進がはかられるよう処理経費軽減等の施策を充実すること。

(5) 農業共済制度の見直し

農業災害補償制度の改善に当たつ

ては、農産物の生産部門と災害補償部門の一本化について検討するなど組織の簡素合理化に努めるとともに品質低下等に伴う収入減少も対象にする等農業者の経営安定に資するものとする。

6、地域食品振興対策の充実と食品流通の構造改革の推進

(1) 地域食品振興対策の充実

ア、多様な消費者ニーズに対応し、地場食品加工産業の育成とふるさと食品の高付加価値化、販路の拡大等をはかること。

イ、農村地域に立地している農水産関係加工産業は規模が小さく経営が不安定であるので、その体質強化、経営の安定等をはかるための施策を充実すること。

(2) 食品流通の構造改革の推進

ア、輸送技術、貯蔵技術の改善等による低コスト・省力化等食品流通の構造改善対策を積極的に推進すること。

イ、消費者の適正な食品選択、安

全性への関心の高まり等に資するため、新たな品質管理システムであるHACCP(危害分析重要管理点)方式の導入等をはかること。

7、農業技術の開発と普及等

中山間地域資源を活用した農業技術の開発等地域の特性に応じた農業に関する技術の開発・普及を推進するとともに環境保全型農業の確立に資する研究開発を強力に推進すること。

一七、森林・林業対策の推進

わが国の森林・林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷、林業従事者の減少等厳しい情勢にあり、山村では過疎化・高齢化が進行している。森林の有する多面的機能を維持するためにも、森林の整備、地域林業の振興、山村の活性化をはからねばならない。また、森林法の一部改正、国有林野事業の改革により、町村は地域森林の維持管理において、大きな役割を担うこととなった。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、地域における森林整備体制の確立

(1) 町村の役割が強化された「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村への財政措置を拡充するとともに、要員の確保をはかること。

(2) 地域における森林整備を円滑に推進するため、「森林・山村対策」の事業内容の一層の充実・整備を行うこと。

また、「国土保全対策」における森林づくりの担い手対策、公有林化、間伐の推進および里山林等の保全に必要な財政措置を強化すること。

(3) 町村における森林・林業行政の充実をはかるため、地方交付税において測定単位を森林面積とする「森林・林業行政費」を新設すること。

また、投資的経費の補正要素に「林道延長」を加味すること。

(4) 民有林の造林意欲を喚起するため、「公費造林」制度を創設し、町

村負担に対する財政措置を講じること。

(5) 下流域の地方公共団体が水源維持等のため、上流域の森林整備経費等を負担する場合の財政措置を充実すること。

2、森林基盤整備の推進

(1) 「森林保全整備事業」、「森林環境整備事業」、「治山事業」など森林基盤整備に必要な予算を確保するとともに、温暖化防止等への取り組みを強化すること。また、水源林造成事業の緊急かつ計画的な整備を推進すること。

(2) 「第二次森林整備事業計画」に基づく森林の保全整備、環境整備を計画的に推進すること。

(3) 「第九次治山事業七箇年計画」に基づく治山事業の緊急かつ計画的な実施を促進すること。

(4) 木材関連産業の基盤整備を促進し、林業の活性化と地域の振興をはかるため、大規模林業圏開発林道事業を推進すること。

また、林道等の新設・改良を行う場合の財政措置を拡充するとともに、用地費については一般道路に準じた扱いとすること。なお、作業路の開設事業については多額の経費を必用とするので一般林道に準ずる助成措置を講じるとともに、災害復旧に係る補助制度を検討すること。

3、適切な森林の保全管理対策の拡充

(1) 人工林において計画的な間伐を実施する「間伐総合対策」を強化すること。

## 活 動

(2) 松くい虫等の森林病害虫防除制度を強化するとともに、地域の主体的な取り組みを支援する措置を講じること。

(3) 野生鳥獣と人間との共生を基本とした抜本的な鳥獣被害防除対策を確立するとともに、異常繁殖の防止対策を強化すること。

(4) 国民参加の森林や緑をまもる運動を推進するため、緑化推進事業やボランティア活動を支援すること。

(5) 林野火災対策を拡充・強化し、防火森林、防火林道等の整備を推進すること。

(6) 不在村者所有森林等の放置森林を適切に管理するため、町村、第三セクター、森林組合等に対する助成制度を拡充・強化すること。

4、林業における担い手の育成と経営改善

(1) 林業労働力の育成・確保をはかるため、「林業労働力の確保の促進に関する法律」の適切な運用に努めるとともに、研修制度等の充実、通年雇用制度の確立、他産業従事者並みの所得の確保、社会保障制度の整備をはかること。

(2) 地域林業の中心的担い手である森林組合を強化するため、広域合併、組織・経営基盤の強化のための条件をより一層整備すること。

また、森林組合作業班の機能の充実と体質の強化をはかるための措置を講じること。

(3) 活力ある林業経営体を早急に育成するため、「経営基盤強化林業構造改善事業」を拡充すること。

(4) 木材生産等との複合経営による安定的な林業経営の推進を支援するため、特用林産振興対策を強化すること。

5、木材の安定供給と需要の拡大

(1) 木材の拠点的加工・流通施設等を整備し、流域一体となった原木の安定的供給体制の推進、木材産業の体質強化をはかること。また、国産材素材価格の安定をはかるための対策を講じること。

(2) 公共建物、公共土木事業、住宅建設における国産材の利用促進をはかるため、国産材を利用した場合に税制・金融上の優遇措置を講じること。また、木材利用に関する技術開発の支援や情報提供、PR活動を推進すること。

(3) 建築基準法における、木材利用に関する規制緩和の推進をはかること。

(4) 次期WTO交渉においては、UR合意を超える関税の引き下げ等によって、国産材に大きな影響が生じることのないよう配慮すること。

6、中山間地域対策の推進

(1) 国土保全・環境保全の観点から、中山間地の農業・農村を維持するための直接支払制度の導入を検討されているが、林業・山村維持のために、直接支払制度等の支援措置を導入すること。

(2) 林業・山村の活性化をはかり、活力と魅力ある地域づくりを推進するため、「中山間地域林業山村活性化総合対策」を強化すること。

(3) 都市と山村の交流を促進し、森

林の多面的機能に対する理解の醸成や山村住民の所得機会の拡大をはかるため、森林の総合利用整備を推進すること。

7、国有林野事業の改革に伴う国有林所在町村の振興

(1) 国有林野事業の改革に伴う組織・要員の合理化等により、森林の維持管理が低下することのないよう適切な森林整備を行うこと。また、国有林、民有林一体の管理体制を強化するため、流域管理システムに対する支援措置を拡充すること。

(2) 国有林の公有化の推進や、経営管理業務を地方自治体や森林組合、民間事業者等に委託する場合は、町村長の意向を尊重するとともに、地元自治体に財政負担等が生じることのないよう措置すること。

8、林業金融の充実

農林漁業金融公庫資金、林業改善資金、木材産業等高度化推進資金の融資枠の確保、貸付条件の改善を行うこと。

なお、地域林業振興に果たす公有林整備の役割の重要性にかんがみ、町村有林に係る造林資金の拡充・強化をはかること。

一八、水産業対策の充実

わが国の水産業は、水産食料の安定供給という重要な役割を担っており、国民生活と地域経済社会に大きく貢献しているが、近年は、資源の低迷や就業者の高齢化等により、漁業生産の停滞や漁村地域の活力の低下が懸念される状況にある。このよ

うな状況に的確に対処し、水産業の一層の振興と活力ある漁村の形成をはかるためには、水産業対策をさらに充実する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、漁業基本法の制定新海洋秩序への移行等漁業をめぐる最近の著しい情勢の変化に対応し、漁業を重要な食料産業として明確に位置づけ、二一世紀の漁業の向かうべきみちを明らかにするため、沿岸漁業等振興法に代わる新たな基本法、いわゆる漁業基本法を制定するとともに、それに伴う諸制度の整備等、所要の措置を速やかに講じること。

2、漁業経営安定化対策の強化と漁業就業者の育成・確保

(1) 厳しい漁業経営環境に対処し、意欲のある漁業者が漁業を基盤に生活を維持できるよう、地域および業種の実情に即した経営対策を講じるとともに、水産制度金融および税制等の諸対策を強化すること。

また、漁協系統の経営基盤を強化するため、漁協の合併を促進するとともに、漁協運営の活性化等のための措置を講じること。

(2) 漁業就業者の減少と高齢化の進行に対処するため、新たな漁業者の確保対策と意欲と能力のある担い手の育成を強化すること。

(3) 漁業災害補償制度および漁船損害等補償制度について、引き続き円滑な制度運営を推進すること。

3、漁獲可能量(TAC)管理体制の強化と操業秩序の確立

## 活 動

(1) わが国周辺二〇〇海里水域内の水産資源管理を的確に実施するため、TAC管理体制の充実強化に努めること。

(2) 新しい日韓漁業協定の下における操業秩序の確立と資源管理の徹底をはかるため、暫定水域における操業条件の早期確定に努めるとともに、当該水域を含め操業体制、漁獲監視体制を強化する等厳格な措置を講ずること。

また、日中漁業協定の早期発効に努めること。

4、資源管理型漁業の一層の推進とつくり育てる漁業の振興

(1) わが国周辺水域の水産資源を保全し、その有効利用と漁業経営の安定化をはかるため、資源管理型漁業を一層推進すること。

(2) わが国周辺水域の資源回復をはかるため、平成十二年度以降においても引き続き栽培漁業の一層の振興をはかること。

(3) 養殖の持続的生産の確保に関する法律が制定されたが、今後この制度の円滑な実施をはかるとともに、養殖業にかかる施策の充実・強化に努めること。

(4) 内水面漁業・養殖業の振興と内水面地域の活性化をはかるため、平成十二年度以降においても、内水面活性化総合対策事業を引き続き実施すること。

5、漁業生産基盤および漁村生活環境の整備

第九次漁港整備長期計画、第四次沿岸漁場整備開発計画および第六次

海岸事業七箇年計画に基づく施設整備を、引き続き実施するとともに、これらの諸事業を一体的・有機的に実施することができるようはかること。

また、漁業集落排水施設の整備について、都道府県による代行制度を創設すること。

6、活力ある漁業・漁村づくりの推進

(1) 漁業および漁村社会の活性化をはかるため、沿岸漁業活性化構造改善事業を、平成十二年度以降も引き続き実施すること。

(2) 漁村を豊かで潤いのある生産・生活の場としてその活性化をはかるため、農業・林業・水産業の連携による「美しい村づくり対策」を、平成十二年度以降も引き続き推進すること。

(3) 漁業と海洋性レクリエーション等の組み合わせ、豊かな自然や地域の個性ある伝統文化の活用等により、水産業を核とする地域づくりを推進すること。

7、水産物の流通・加工・消費対策と価格対策の推進

(1) 新たな衛生管理方式であるHACCP(危害分析重要管理点)方式の導入が進んでいるが、水産加工業の大部分を占める中小・零細企業においても、その導入が容易となるよう適切な措置を講ずること。

(2) 多様化・高級化する消費者のニーズに対応した水産物の安定供給に努めるとともに、魚食の普及と国産水産物を中心とする消費拡大対策を

引き続き推進すること。

また、消費者の購入時の適切な判断に資するため、水産物の実態に適應した原産地表示を推進すること。

(3) 次期WTO交渉においては、輸入水産物について、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

8、漁場・沿岸環境保全対策と油濁被害防止対策の推進

(1) 漁業系廃棄物の処理・再利用システムおよび赤潮・貝毒の防除等に関する技術開発、内分泌かく乱物質に係る魚介類への影響の解明等、水産関係の環境問題全般についての対策を早急に確立すること。

(2) 海浜および漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかるとともに、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援すること。

(3) 大規模油流出事故による漁場・海岸の汚染に即応できる防除体制を確立するため、油回収船の配備、防除資機材の備蓄等の油濁被害防止対策を引き続き推進すること。

9、外国二〇〇海里水域内等での操業の確保等

(1) わが国周辺水域内では需要に見合った供給が確保できない魚介類の供給を確保するため、わが国漁船による外国二〇〇海里水域内での操業が可能となるよう、関係国の資源調査への協力等の事業を引き続き実施すること。

(2) 科学的根拠に基づいた鯨類資源の合理的利用をはかるため、沿岸小型捕鯨業等の商業捕鯨の早期再開に

向けて努力すること。

10、技術開発の推進と試験研究の強化

水産各分野における新技術の開発、導入を積極的に推進するとともに、国および都道府県の水産関係試験研究を充実強化すること。

11、漁村地域に対する財政措置の拡充

沿岸・離島・半島等に立地している漁村は、地理的、社会的、経済的条件に恵まれない条件不利地域であり、総じて財政基盤が脆弱な町村が多い。このような町村が漁業の振興・漁村の活性化を自主的、主体的に推進するためには、財政基盤強化する必要があるため、農山漁村対策に係る財政措置を拡充すること。

## 活 動

## 一九、地域商工業振興対策の推進

農山漁村地域における農業と商工業の均衡ある発展及び雇用の確保に資するため、地域産業の育成並びに企業誘致の推進をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、工業等の導入促進と地域産業の育成

(1) 多様な就業機会の確保を積極的に推進するため、産業再配置促進制度等の充実、第七次農村地域工業等導入基本方針に基づき成長性と安定性のある工業等の導入を積極的に促進するとともに、地域資源または地域に賦存する技術等の資産を活かした地域内発型産業の育成をはかること。

(2) むらおこし等による地域産業の創出、観光資源の開発等を一層推進するため、地域と都市住民との相互交流を促進する施策を拡充すること。

2、地元商工業対策の強化

(1) 地元中小小売店の振興をはかるとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるための総合的対策を拡充すること。

(2) 中小企業の資金需要に円滑に対応できるよう政府系中小企業金融機関については、貸付規模の確保と貸付条件の改善をはかること。

また、貸し渋りにより資金繰りが悪化している中小企業の資金調達の

円滑化をはかるため、中小企業の信用補完制度の拡充等貸し渋り対策を拡充強化すること。

## 二〇、生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、水道施設の整備促進

(1) 上水道施設、簡易水道施設の整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 高料金水道に対する財政措置を充実すること。

2、排水処理施設の整備促進

(1) 第八次下水道整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するとともに、下水道整備にかかる財政措置を充実すること。

(普及率全国ベース五六%、町村部一八%)

(2) 農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置を充実すること。

(3) 合併処理浄化槽設置整備事業については、町村が必要とする事業量を確保するとともに、財政措置の充実をはかること。

(4) 各種排水処理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質検査項目等の統一をはかる等、排水

処理事業の効率的、一体的な整備を行えるようにすること。

3、廃棄物処理対策の改善強化

(1) 第八次廃棄物処理施設整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている町村の廃棄物処理施設および焼却灰溶融化施設整備を重点的に推進すること。

(2) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

また、製造事業者が製品のリサイクル性の攻城・廃棄物の量の削減に取り組むよう強力な指導を行うこと。

(3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)の完全施行に向けて、ストックヤード等施設整備および収集・運搬にかかる必要経費について財政支援措置を充実するなど町村が積極的に取組めるよう配慮すること。

(4) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の本格施行にあたっては、町村の実情を十分勘案し、町村に過重な財政負担が生じることのないよう考慮すること。

(5) 有毒な新素材の使用を禁止し、廃タイヤ等処理困難な物品の処理については、製造、販売業者の監督を強化するとともに、処理体制を確立すること。

(6) 産業廃棄物処理施設等の周辺地域に対する環境整備対策を検討する

こと。

(7) 根本的なごみの減量化を図るため、環境保全を基本理念とした全国民に対する教育を確立すること。

4、ダイオキシン類の対策強化

(1) ダイオキシン類の発生を未然に防止するため廃棄物処理にかかる抜本的な対策を推進すること。特に、小規模施設における発生防止技術を確立するとともに、廃棄物焼却施設における焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発等、試験研究を拡充強化すること。

(2) 一般廃棄物処理施設のダイオキシン類の排出削減対策および環境影響等の実態調査にかかる財政措置を充実すること。特に、既存施設の改造等については、十分な財政措置を講ずること。

(3) RDFの燃料としての利用促進のため、その規格および安全基準の明確化等をはかるとともに、財政措置を拡充すること。

5、第六次都市公園等整備七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている町村の都市公園整備事業を重点的に推進すること。

6、火葬場・斎場等の施設整備にかかる財政措置を充実すること。

## 二一、道路の整備促進

国土の七割強を占める町村を広く国民のふるさととして活性化し、地域住民の生活を豊かな潤いのあるものとするため、社会経済活動を支える道路網の整備は重要かつ緊急の課



活 動

題となっている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、道路網の整備促進

(1) 道路整備五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、整備が著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進できるよう配慮すること。

(道路実延長のうち、八三・八%を占める市町村道の改良率は四九・三%、舗装率は一六・二%)

(2) 国道・都道府県道および市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、特定地域の開発のための道路整備を推進すること。

(3) 高規格幹線道路網の整備およびこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。

また、高速自動車国道の着実な整備を推進するため、全国料金プール制を堅持するとともに三%路線の拡大など資金コストの低減等による公的助成の強化をはかると。

2、落石、崩土等の発生を未然に防止するため法面保護、落石防止事業等を積極的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

3、第六次特定交通安全施設等整備事業七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、歩道等の整備が重点的に推進できるよう配慮すること。

4、里道の譲与にかかる調査費について、十分な財政措置を講じること。

二二二、河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、

治水事業を積極的に推進することが緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、第九次治水事業七箇年計画の着実な実施をはかるとともに、著しく整備が立ち遅れている準用河川改修等の治水事業を重点的に推進すること。

また、事業の実施に当たっては、生態系の維持に十分配慮すること。

2、第四次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、必要な事業量の確保をはかると。

3、第六次海岸事業七箇年計画の着実な実施をはかると。

4、水路等普通河川の譲与にかかる調査費について、十分な財政措置を講じること。

二二三、土地対策の確立

土地政策については、有効利用に向けた流れを中長期的に定着することとされているが、豊かで安心できる地域づくりを目指す観点から、土地基本法の基本理念を踏まえつつ総合的な土地政策を機動的に実施する必要がある。

また、地方公共団体の公共用地の取得が困難な状況には、特に配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、土地に関する施策を総合的かつ機動的に実施するため、関係省庁間および国・地方を通ずる施策の総合

調整をはかると。

また、町村における総合的な土地利用計画の整備がはかれるよう、権限を拡充すること。

2、特定土地区画整理事業および特定住宅地造成事業にかかる公有地提供者(代替地提供者を含む)に対する譲渡所得税の特別控除額を引き上げること。

3、公共事業について、土地収用制度上の事業認定をうけることなく租税特別措置法の特別控除が認められる対象事業の範囲を拡大すること。

4、公共用地の取得を円滑にするため、老齢福祉年金受給者が公共用地として土地を譲渡した場合の所得(五、〇〇〇万円まで)については、老齢福祉年金支給停止にかかる所得とみなさないよう措置すること。

5、土地開発公社が地方公共団体に代わって、公共用地としての利用を目的として農地を取得する場合には、農地法第四条の転用の制限および同五条の権利移動の制限について、地方公共団体の場合と同様の取扱いとし、円滑に取得できるように制度を改正すること。

6、新たな国土調査事業一〇九年計画の策定にあたっては、所要事業量の確保と財政措置を充実するとともに、再調査についても財政措置を講じること。

二二四、災害対策の推進

各種の災害から、地域と住民の生命・身体・財産などをまもることは、豊かで住みよい地域社会を形成

するため不可欠の政策課題であり、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、災害対策の一層の充実をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、大震災等災害対策の確立

(1) 阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、災害に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整体制を強化するとともに、財政措置の充実を含め、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を確立すること。

なお、阪神・淡路大震災被災町村の復興対策を推進すること。

(2) 電気、水道、ガス等のライフラインの安全性の強化をはかると。

(3) 基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を充分なものとする。

また、公共施設等の耐震性、不燃化対策を強化すること。

(4) 公園・緑地および緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること。

(5) 貯水槽の整備および井戸の活用

●町村週報の購読●

「町村週報」の購読を希望される方は、八ガキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会広報部へお申し込みください。年間一部五百円。料金は請求書をお送りしてから折返し御送金ください。〒100-0001 東京都千代田区永田町1-135 全国町村会広報部。

## 活 動

による緊急時の生活用水の確保、食料の備蓄および炊き出しのための資材整備について万全の備えを行うこと。

(6) 災害等に対応する自主防災組織の育成・強化とその活動が円滑に推進できるよう、財政措置の充実および補償制度の確立をはかること。  
また、災害ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

(7) 防災基本計画の着実な実行をはかるとともに、必要に応じてその見直しを行うこと。

2、地震、津波、噴火、豪雨等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を確立、推進すること。

3、地震予知については、実際に地震が起こった際の被害を軽減するために重要であるので、さらに精度を高めるための調査研究を推進すること。

4、非常時における情報通信システムの整備、確立、強化を推進すること。

5、第四次急傾斜地崩壊対策事業を計画的に推進するとともに、現行採択基準を緩和し、町村の急傾斜地崩壊危険箇所をすみやかに解消すること。

また、雪崩災害対策事業の早期実施をはかるとともに、砂防、地すべり等土砂災害対策を推進すること。  
6、治山治水事業および海岸事業を積極的に推進するとともに、特に火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業

および防災対策総合治水事業等を充実、推進すること。

7、災害救助その他応急対策等の充実

(1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速な適用および災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備等、応急対策の充実をはかること。

(2) 激甚災害について、制度発足後の社会経済情勢の変化に対応し、公共土木施設災害復旧事業等に関する指定基準について見直しを図ること。

また、地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧を図るため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。  
なお、天災融資法の適用基準についても緩和すること。

(3) 海難・水難および山岳遭難等の救助活動にともなう町村の費用負担に対する財政措置を充実すること。

(4) 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けの限度額等の引上げをはかること。

8、改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象の拡大をはかるなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により再度災害防止対策の拡充をはかること。

9、町村が自主的に実施できる防災まちづくり事業にかかる地方債および地方交付税措置の充実をはかるこ

と。

また、自然災害防止事業債を拡充すること。

## 二五、町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実

大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務の一層の充実をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

## 1、消防施設の整備

(1) 消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車等消防施設の整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 過疎、へき地、山村、豪雪、離島および半島等の地域について消防施設を充実すること。

## 2、大規模災害対策等の推進

(1) 広域のかつ機動的な消防防災活動の実施体制を整備するためヘリコプターの計画的配置を推進すること。

(2) 防災行政無線網の整備を推進すること。

(3) 林野火災に対する総合的対策の推進をはかること。

(4) 自然水利用活遠距離送水システム等、消防水利多様化推進事業にかかる財政措置を充実すること。

3、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備にかかる財政措置を充実するとともに、救急隊員に

対する教育訓練を充実すること。

4、消防団の活性化をはかるため、施設整備および教育訓練等の充実をはかること。

## 二六、戸籍制度等の抜本的な見直し

戸籍事務については、近年住民の流動が激しく、町村に本籍と現住所双方を有する者、又は、いずれか一方が町村外にある者等に分かれており、事務が煩雑になっている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、本籍と現住所を一本化した戸籍制度にするなど、現行の戸籍制度の抜本の見直しを行うこと。

2、戸籍事務についての電算化にあたっては、十分な財政措置を講じること。

3、住民基本台帳ネットワークシステムの制度化にあたっては、個人情報の保護に十分配慮の上、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう留意するとともに、導入費用および運営経費に対する必要な財政措置を講ずること。

## 二七、非常勤職員等の雇用の新たな対応

高齢社会の到来等により多様化している行政サービスを提供するため、時代に適合した新たな非常勤職員・臨時職員等の雇用および処遇のあり方について制度を確立することが必要である。

よって、国は次の事項を実現され

## 活 動

たい。

1、ホームヘルパー等の非常勤職員および臨時職員の活用が不可欠になつてゐる現状にかんがみ、時代に適合した雇用制度を整備すること。

2、公益法人等に派遣される職員の身分等の取扱いにおいて不利益が生じることのないよう早急に統一的なルールを確立すること。

## 二八、国会議員の選挙等の執行経費の基準の改善

区・市・町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し、引き続き所要の改善をはかること。

## 二九、地域交通対策の推進

規制緩和と推進計画を受けて、交通事業全般について、その根幹をなしてきた需給調整規制が目標期限を定めて廃止となるなど、交通事業が大きく変化している中、町村は生活交通として必要なサービスを住民に提供できるよう、従来にも増して積極的な施策を講じる必要がある。

よつて、国は次の事項を実現することで、生活交通の確保方策の確立をはかられたい。

1、需給調整規制廃止に伴う乗合バスの環境整備方策の確立

(1) 生活交通確保のための公的補助制度については、地方財源の充実が必要不可欠であるため、これに見合つた安定的な財源を確保すること。

(2) 地域協議会における協議結果については、地域の足をどう確保していくかということについて、地域の住民、関係者の協議・合意に基づいて講じられてゐることから、その取扱いについて最大限尊重されるようにすること。

(3) 制度の円滑な実施をはかるため、その実施までに一定の移行期間を設けるとともに、地域協議会を先行して発足させるなど、所要の措置を講じること。

2、地方バスは地域における生活の足として重要な役割を果たしているので、存続、確保をはかるとともに、現行の地方バス路線維持対策等を充実強化するなど、財政措置を充実すること。

3、離島航路は、島外等とを結ぶ基幹の交通機関であり、極めて重要であるので、財政措置を強化すること。

また、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となつてゐるので、「離島空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

4、第三セクター鉄道等の健全な運営を確保するため、鉄道軌道整備費等補助にかかる助成措置を拡充すること。

## 三〇、エネルギー対策の推進

最近のエネルギー需要の増大、我が国の脆弱なエネルギー供給構造、さらには地球温暖化をはじめとする地球環境問題を踏まえ、中長期的観

## 活 動

点から省エネルギーの推進、石油代替エネルギー開発・導入に係る対策など総合的なエネルギー対策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、新エネルギーの開発・導入の推進

(1) 石炭利用の促進をはかるため、液化、ガス化等石炭利用技術の開発を促進すること。

(2) 太陽光発電、燃料電池、バイオマス等のエネルギー変換・利用など新エネルギー開発の推進をはかること。

また、太陽光発電システム等の普及推進をはかるため、公共施設、営住宅における施設整備に対する助成、個人住宅に対する設備資金貸付等の制度を充実すること。

(3) 中小規模水力、地熱、風力発電など地域エネルギー開発利用を推進するとともに、地方自治体等が行う新エネルギー等先進的な導入事業に対する財政措置を強化すること。

また、地熱資源開発については、そのための制度の確立、環境行政との調整の強化等、地熱資源の多目的利用に対する対策を講じること。

2、原子力の開発・利用の推進  
原子力発電については、安全の確保に万全を期するとともに、地元住民の理解を得た原子力開発利用を総合的に推進すること。

3、省エネルギー対策の強化

長期エネルギー需給見通しの実現と環境と調和したエネルギー需給構

造の構築に向けて、省エネルギー技術開発を促進するため、産・官・学を一体化した協力体制を強化し、エネルギー有効利用、未利用エネルギーの開発、省エネルギー設備投資に対する金融、税制面の支援措置を強化すること。

4、石油の安定供給対策の推進

石油の安定供給の確保を基本として、エネルギーセキュリティ確保のため、石油備蓄対策および石油開発対策の拡充・整備等を推進すること。

5、水力発電施設周辺地域対策の推進

クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、発電施設の立地による影響緩和と関連公共施設の整備等に大きな効果を発揮している水力発電施設周辺地域交付金を拡充すること。

三一、過疎地域活性化特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

我が国の高度経済成長とともに深刻化した「過疎問題」に対処するため、昭和四十五年に過疎地域対策緊急措置法が制定され、その後二回にわたり特別措置法が制定されるなど、総合的かつ計画的な過疎対策が遂行されている。その結果、公共施設の整備や生活環境の改善、自主的・主体的な取り組み等を背景とした交流人口の増加やU・Jエターンによる定住施策など、活性化対策は一定の成果を上げている。

しかしながら、大部分の過疎町村は、依然として農林漁業等、地域産業の停滞、地域の担い手である若年層の流出、少子・高齢化による活力の低下、ひいては、コミュニティの崩壊など厳しい事態に直面しているところであり、交通条件や生活環境の整備を推進するとともに、財政措置を一層充実する必要がある。

よって、政府・国会におかれては、過疎地域活性化特別措置法が失効する平成十二年四月以降について、これまでの過疎対策の枠組みを生かした上で、新たな法律を制定すること。

なお、法制定後においては、過疎へき地に対する各種施策を充実すること。

三二、山村等地域振興対策の整備

長引く景気の低迷のなかで、国土・環境保全等で重要かつ多様な役割をはたしている山村地域は、若者を中心とした人口の流出による過疎化、高齢化、活力の低下など深刻な事態に直面している。

また、依然として道路交通網、文化、教育、医療、生活環境等の整備が立ち遅れ、所得水準も低い状況であり、今後二一世紀に向けて、国土の均衡ある発展をはかり、多自然居住地域を築いていくため山村地域の振興とその活性化を総合的に推進する必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

1、産業振興、就業機会の創出と担

い手の確保

(1) 広域的な幹線道路交通網の整備等による就業機会の確保、地域特産物の加工等地域資源を活用した地域産業の育成、企業等の誘致、複数地住居、都市と山村の交流の推進、観光リゾート開発の推進など山村産業の総合的振興をはかること。

(2) 山村地域の振興と地域住民の定住を促進するため、農林一体となつた所得補償制度を導入すること。

(3) 総合的視点に立った地域の活性化と定住の推進など山村等の振興を一層促進するため、「新山村振興等農林漁業特別対策事業」を拡充すること。

(4) 若者に魅力ある職場を確保するため、第三セクターへの支援措置の拡充、農協と森林組合の業務提携等を推進するための体制を整備すること。

(5) 山村における農林業の後継者対策を強力に推進するとともに、奥山間、中山間地域において一定の地域指定を行い山林保全、環境保全、水源確保等の働く場を確保し、中高年齢者の雇用を促進すること。

2、生活環境基盤の整備

(1) 山村地域の基幹的施設である町村道、農道、林道、作業道等の開設整備に積極的な支援措置を講じ、山村における生活道路、産業道路網の体系的な整備を推進するとともに、交通機能の維持確保に努めること。

(2) 上下水道の整備、汚水、廃棄物処理施設の整備、地域医療、福祉施設等の生活環境整備を促進すること。

活 動

と。

(3) 山村地域における教育文化の振興をはかるため、教育施設の整備充実、CATV等のニューメディア施設による情報基盤の整備を促進すること。

3、都市と山村の積極的な交流促進都市との交流を促進する施策を積極的に推進するとともに、交流施設等の整備を促進すること。

4、山村地域の実態に即した財源確保対策山村地域に対する公共投資の重点配分および「森林・山村対策」、「国土保全対策」の充実等地方財政措置を強化すること。

三四、豪雪地帯の振興

わが国の豪雪地帯は、冬の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害をとり除き地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、新しい豪雪地帯対策基本計画に基づき、引き続き施策の計画的・効率的な推進をはかること。

また、道府県計画の策定を促進すること。

2、寒冷補正の充実など、豪雪地帯町村に対する財政措置を充実すること。

3、積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画を着実に実施し、豪雪地帯の道路整備を強力に推進すること。

4、雪寒道路の指定の拡大をはかり、除雪、防雪および凍雪害防止対策を推進するとともに、財政措置を強化すること。

また、国・県・市町村道を通ずる総合的な除雪制度を確立すること。

5、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等のための財政措置を強化すること。

6、雪寒地帯における地方バスは各種整備が必要となるため、特別な財政措置を講じること。

7、除雪機械等の格納庫の整備費については、町村における整備を促進するため財政措置を充実すること。

8、豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪にかかる財政措置を改善すること。

9、豪雪地帯において、克雪、利雪、親雪等により、魅力と活力ある地域社会を形成するための事業を促進するとともに、豪雪地帯定住構想を推進すること。

10、豪雪地帯における公立学校施設の整備を促進するため、事業量の確保と財政措置を充実すること。

11、雪に強い公営住宅等の整備を計画的に推進するための財政措置を充実すること。

12、一般生活道路などの消雪に供する消流雪用水源の確保（河川表流水の利用など）をはかるための諸施策を推進すること。

13、雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設の整備を推進すること。

14、豪雪期における消防機能の低下を防ぐため、実態に即した消防防災施設等を整備するための財政措置を充実すること。

三四、半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興および生活環境の整備等が立ち遅れている実情にあるので、「二一世紀の国土のグランデザイン」との整合性をはかりつつ、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、全国二三半島地域の「半島振興計画」が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、半島地域町村の社会資本整備等に対する財政支援措置を充実、強化すること。

2、道路整備五箇年計画の着実な実施をはかるとともに、半島振興に不可欠な半島循環道路、高規格幹線道路等の整備を推進すること。

また、幹線交通体系からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、空港、港湾等、交通基盤の整備を推進すること。

3、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備等

のための財政措置を強化すること。

4、半島地域の地場産業である農林水産業の振興をはかるため、関係事業費を拡充すること。

5、半島地域の特性に応じた産業の振興をはかる観点から、観光・レクリエーション施設等の整備を促進することとし、事業費を拡充すること。

6、半島地域における生活用水および産業振興等に必要な水資源の確保をはかるための施策を講じること。

7、遅れが顕著な半島地域の下水道および廃棄物処理施設等、生活関連施設の整備を推進すること。

8、高齢化の進展に対応した福祉、保健、医療対策を総合的に推進するため、諸施設の整備等を促進すること。

9、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるため、人材の育成・確保の取り組みを支援すること。

10、半島地域における高潮、津波等による被害を防止し、あわせて快適な海岸利用をはかるための海岸保全施設・環境整備等にかかる所要予算を確保すること。

11、半島地域の一体的振興をはかるため、連携・交流を基調とする諸施策を推進すること。

12、半島振興対策実施地域の追加にかかる指定基準を弾力的に運用すること。

13、半島振興法にかかる税財政、金融上の特例措置を充実すること。

## 活 動

## 三五、離島地域の振興

離島は、環海性、隔絶性、狭小性など厳しい制約により、生産、生活基盤が立ち遅れているので、速やかに解消し、離島町村の活性化と住民の生活安定をはかつていく必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、離島振興事業費ならびに過疎債、辺地債の所要額を確保するとともに、地方交付税への算入の強化等、離島町村に対する財政措置を充実すること。

また、離島相互間の格差是正をはかるため、小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

2、離島道路の整備を促進するための助成措置の充実強化をはかるとともに離島間等の架橋事業を促進すること。

3、離島航路の充実確保

(1) 離島航路を充実、維持するとともに財政措置を強化すること。

(2) 離島航路の大型化、高速化、便数増加のための離島航路船近代化建造にかかると財政措置を改善すること。

また、運輸施設整備事業団の融資条件を緩和すること。

4、離島港湾の果たす重要な役割にかんがみ、港湾機能の拡充強化のための施設および外海離島における補完港の整備等を推進すること。

5、離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているの

で、「離島航空路整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

6、離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。

7、離島における漁港施設の整備を推進するとともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。

8、離島における水不足の解消対策を推進するとともに、ゴミ処理施設等生活環境施設の充実をはかること。

9、医療、教育、その他行政サービスの向上と定住促進等に資するため、電気通信格差是正事業を拡充するなど、高度な地域情報通信基盤整備のための財政措置を強化すること。

10、医師の確保経費および病院・診療所・老人福祉施設等の整備ならびに運営についての財政措置を拡充すること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

11、離島における地域コミュニティの活性化および若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育・文化等関係施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

## 三六、観光地所在町村の振興

観光地所在町村は、環境衛生施設、消火力の整備など、観光行政にかかわる特別な施策と財政負担を余儀なくされている。

よって、国は次の事項を実現され

たい。

1、税財源の充実・強化

(1) 特別地方消費税について、平成十一年度末の廃止に伴う減収分については、地方消費税の配分にあたり、特別地方消費税の減収相当分を配慮すること。

(2) ゴルフ場利用税は、その一〇分の七が関係市町村に交付されており、特に観光地所在町村の行政サービスと密接な関連を有していることから、本税の充実、確保をはかること。

(3) 入湯税の税率を引き上げること。

(4) 観光客によって消防、清掃等に多額の経費が必要になっていることを考慮して、関係町村の実情に即した財政措置を講じること。

2、観光基盤施設の整備

(1) 観光地所在町村における下水道施設および廃棄物処理施設の整備を推進するため、財政措置を充実すること。

(2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

(3) 観光・レクリエーション活動が豊かで恵まれた自然の中で手軽にできるよう、観光基盤施設を着実に整備することとし、財政措置を充実すること。

(4) 自然公園等の施設整備について長期的計画を樹立し、その整備を推進すること。

(5) 空きカン、空きビンの散乱防止

を含むごみの減量化と再生利用をはかるリサイクルシステムの運用にあたっては、観光地所在町村が積極的に取り組めるよう配慮するとともに、新たな財政負担について必要な措置を講じること。

(6) 観光情報基盤の高度化、利活用の容易化をはかるため、観光情報のデジタルデータベース化等により、観光情報基盤の整備を推進すること。

3、宿泊施設の大規模化や高層化等にかんがみ、はしご車、化学車を増強するなど、消火力の強化をはかること。

また、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、耐震性の強化、防災基盤の整備等、安全対策を強力に推進すること。

4、ウェルカムプラン(訪日観光交流倍増計画)等の外国人観光客誘致対策については、特に地方観光圏対策を推進し、観光地所在町村の国際化と活性化をはかること。

5、観光地づくり推進モデル事業については、地域の活性化に資するよう、外国人観光客にとっても魅力ある観光地づくりを行うこと。

6、長期的滞在型旅行の推進施策に関する国内広報・観光案内設備の整備に広域的に取り組む自治体に対する財政措置、及び外国人の訪日を促進する宣伝事業を継続すること。

## 三七、水源地域対策の強化

ダム等が所在する水源地域の町村は、過疎化・高齢化等厳しい条件の

活 動

下で、治水・利水・国民生活の安定、産業の発展等水の確保及び自然環境の保全等、公益的な役割を担っており、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、水源地域対策の強化

(1) 水源地域対策特別措置法による指定ダムのすべてに対して財政特別を適用するとともに、ダム建設による水没者の生活再建のための措置にかかる起業者の実施責任を明確化するなど、同法の改善ならびに運用の適正化をはかること。

また、同法成立前の既設ダム所在地域に対し、同法の準用措置を設けること。

(2) 水資源開発公団が所有するダムの用に供する家屋および償却資産に課する固定資産税にかかる現行課税標準額の特例措置を廃止すること。

(3) 水道または工業用水道の用に供するダム国有資産等所在市町村交付金の交付対象ダムの範囲を拡大するとともに、現行の算定標準額の特例措置を廃止すること。

(4) 水源地域町村に対する財政措置を充実すること。

(5) 水源地域対策基金の設立に対する国の財政上の援助措置を強化し、基金設立の全国的な展開を促進すること。

(6) ダム所在町村の生活環境、自然環境および産業基盤を維持するため、安定的な維持用水の放流計画を確立するとともに、ダム周辺部なら

びに関連河川的环境保全および防災に関する施策等の拡充をはかること。

(7) 水源地域町村に対し、地元ダムの水利権を優先的に認めること。

(8) 新しい全国総合水資源計画(ウオタ プラン21)の着実な実施をはかるとともに、水源地域の活性化を推進すること。

(9) 地域間交流支援事業等による上下流連携を推進すること。

2、水資源開発の推進

(1) 水資源開発基本計画の推進をはかるとともに、水行政における国・地方を通ずる体制の整備をはかること。

(2) 先行性の高い水源開発については、国・都道府県の一般会計または公団等が負担して、将来、利水需要が生じた時点で、利水者がダム使用権または水利権を取得できるよう、所要の制度を確立すること。

(3) 水質保全をはかるため、水質管理体制の充実強化と下水道整備について地域の実情を踏まえた促進をはかること。

(4) 地下水の人工涵養および地盤沈下防止のための事業を、国の直轄事業として制度化し、実施すること。

(5) 水源涵養の重要性にかんがみ、水源複層林の整備および水源林特別対策の拡充をはかるとともに、放置山林についての対策を強化すること。

三 八、産炭地域対策の推進

産炭地域においては、今なお、過

去の閉山・合理化の影響を受け、人口の流出、財政の悪化、鉱害の残存等、多くの問題を抱え、また、稼働炭坑地域においては、新しい石炭政策のもとで構造調整が進められ、内外炭価格差を背景とする国内炭需要の減少とあいまって、社会的・経済的に極めて厳しい状況に直面しており、産炭地域の総合的な振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、石炭ならびに石油およびエネルギー需給構造高度化対策特別会計「石炭勘定」の財源を安定的に確保すること。

2、石炭鉱業安定対策の推進

(1) 閉山・合理化対策について特段の措置を講ずること。

(2) 国内炭の需要確保をはかること。

(3) 石炭鉱業安定補給交付金等の助成制度の拡充をはかること。

3、産炭地域振興対策の拡充強化

(1) 産炭地域振興実施計画を強力に推進するために必要な財源を確保すること。

(2) 産炭地域振興臨時交付金の拡充強化をはかるとともに、地方交付税措置を充実すること。

(3) 産炭地域を指定解除された町村は、財政力が脆弱なことなどに加え、社会的、経済的疲弊が解消していない状況にあるので、所要の財政支援および地域振興対策を講ずること。

4、鉱害対策に必要な予算の確保を

はかり、鉱害の早期完全復旧をはかること。

5、未利用炭跡地の有効活用をはかるための制度の充実・強化をはかること。

6、ぼた山処理の抜本対策と危険ぼた山の災害防止対策の推進をはかること。

7、炭鉱離職者等再就職のための各種施策を推進すること。

三 九、非鉄金属鉱山地域対策の推進

非鉄金属鉱山地域は、所在鉱山のあいづく休閉山により、地域活力が低下し、財政基盤も脆弱化するなど厳しい状況にあるので、関係町村の振興をはかるため各種施策を推進す

必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1、鉱山所在町村振興対策の強化
- (1) 鉱山所在町村の振興対策を推進するとともに、税財政措置を強化すること。
- (2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。
- (3) 鉱山施設および鉱山の技術・インフラ等を活用したりサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。

- 2、休廃止鉱山所在町村における地場産業の振興、離職者雇用対策等の拡充強化をはかること。
- 3、鉱害防止対策の支援の強化と地域環境整備の促進をはかること。

よって、国は次の事項を実現されたい。

### 新任都道府県町村会長の略歴

福島町村会は、五月二十五日の定期総会で次の通り会長を選出した。  
福島県町村会長  
耶麻郡北塩原村長

高橋 伝  
たか はし つたえ

昭和十三年十一月十四日生



【住所】耶麻郡北塩原村大字北山字村西四〇六五番地

### 四〇、地域改善対策の推進

同和問題は基本的人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめてきたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策」(政府大綱)において、法的措置、行財政措置を講じること

### 【町村長に当選するまでの経歴】

昭和五十八年村議会議員 平成三年村議会議員 四年北塩原村長  
【町村長としての当選回数】 二回  
【町村会関係の経歴】 平成九年耶麻地方町村会副会長 十年耶麻地方町村会長 同年福島県町村会理事 平成十一年福島県町村会会長

### 【主な業績】

全村下水道整備事業  
温泉健康増進施設ラビスパ裏磐梯建設 小・中学校の統合と跡地利用による明治大学セミナーハウスの誘致 デイサービスセンター建設 住宅団地松陽台ニュータウン造成および販売

### 【趣味】 スキー・ゴルフ

【家族】 両親、妻、子一人

とされた事業をはじめ、人権教育・啓発にかかる事業を推進するため、必要かつ十分な予算措置を講じ、地方公共団体の財政負担の軽減をはかること。

- 2、差別意識の解消に向けた教育および啓発推進のための法的措置ならびに人権侵害による救済等の充実強化をはかるための法的措置等必要な措置を講じること。
- 3、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、財政措置等内容を充実するとともに、法制化すること。
- 4、公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講じること。

### 四一、北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、わが国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって国は、さらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

### 四二、竹島の領土権の確立

わが国固有の領土である竹島の領土権を確立し、周辺海域における漁場の安全操業ならびに鉱業権の安全行使が速やかに実現できるよう国は、さらに強力な外交交渉を行うこと。

次週の「町村週報」は休刊させていただきます。  
次号は七月十二日発行です。

### 全国町村会

### 町村長の叙勲ならびに褒章基準の改善で要望

全国町村会は六月二十二日の政務調査会及び二十三日の常任理事会で次のとおり「町村長の叙勲ならびに褒章基準の改善」を決定した。

### 【要望書】

町村長は、国政の基礎をなす地方公共団体の執行責任者として、その責務は重く、教育、消防、防災、厚生、福祉、農政等あらゆる分野にわたり、その地域住民の生活の安定、向上のため困難な任務の遂行にあたっている。

しかしながら、現行の叙勲および褒章の基準は、経済界、教育関係等の各界各層のそれに比較して極めて低く、また同じ基礎的公共団体の長である市長と町村長の間においても格差がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 一、町村長の叙勲基準については、在職年数が十五年を超えるときは勲四等を最低基準とするなど各界各層のそれと遜色のないよう改善すること。

あわせて推薦基準年数については、市長と同様の基準で推薦できるよう措置すること。

二、町村長の藍綬褒章の推薦基準年数については、市長と同様、5期を終了した時点で推薦ができるよう二〇年に短縮すること。



情 報

お気軽にご利用下さい

JIAM国際化情報提供サービス

昨年度は四百件を超える問い合わせ…

「海外研修に行く職員の名刺を作りたい」と思っています…

これは、滋賀県大津市にある全国市町村国際文化研修所(JIAM)で行っている「国際化情報提供サービス」…

JIAMは、「ご存知のとおり、財団法人全国市町村振興協会の施設で、市町村職員の国際化対応能力の向上を図ることを目的に平成五年に設立されました…

JIAMでは、メイン事業である宿泊研修事業のほかに、自治体への

サービス事業として「情報提供サービス」を実施しています…

地域の資料などをもとにして

提供する情報は、当研修所で収集した書籍や自治体等で作成された国際化関係資料をもとに…

「地域の国際化に関する情報」は、他自治体の国際化関連施策の事例や、行政組織・公職名などの外国語表記事例の紹介などが中心となっています…

「団体・人物情報」は、国際機関をはじめ、国や自治体の国際化関係機関、NGO団体などの情報を提供

します。そして、「外国の文化事情等に関する情報」は、各国の歴史・文化・地方自治などについて、文献情報や情報保有機関を紹介しています。

様々な問い合わせが寄せられています

問い合わせの内容は、簡単に答えられるものから、ちよつと時間をいただいで調査しなければならぬものまでいろいろです…

仕事上で、国際化に関する「事例」や「情報」などを求められている方、あなたも是非、JIAMの国際化情報提供サービスをご利用下さい…

電話〇七七・五七八 五九三三

または、FAX(〇七七・五七八・五九〇七)でお問い合わせ下さい。また、電子メール(jouhou@jian.or.jp)でもご利用いただけます。

この「情報提供サービス」の提供内容をより充実するため、地域の国際化に関する資料を収集しています…

全国市町村国際文化研修所 調査研究第二課 〒520・0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13・1

…主な情報提供内容…

地域の国際化に関する情報

- ・基本統計(外国人登録者数など)
・「国際化推進大綱・指針」の事例
・「国際化関連制度・施策」の事例
・「国際交流」「国際協力」「住民啓発事業」等の事例
・「行政組織」「公職名」「公共施設の標識」等の外国語表示例
・自治体等作成の外国語(外国人向け)資料に関する情報

団体・人物情報

- ・国際化関係機関・団体に関する情報
・国際化関係分野の講師の情報

外国の文化事情等に関する情報

- ・外国の「歴史」「政治」「地方自治」「経済」「民族」「文化」などについて情報を提供します。

情 報

『暑気払い』は  
猛暑に対する

庶民の知恵  
児玉芳子

生活評論家

七 夕

七夕は『七夕』。星祭の宵です。夜空に銀の砂を播いたような天の河をはさんで輝いているワシ座の牽牛と琴座の織女星が、年に一度のデートをする日。夜空が暗れていればカササギのグループが翼をひろげて天の河に橋をかけ、二星の逢瀬の手助けをする……というロマンチックな物語は幼ごころに深い感銘をあたえ、生涯忘れがたい民話として語りつがれてきました。起源は二世紀ごろの中国といわれますから中国で千八百年仏教伝来で伝えられた日本でも千五百年近い歴史をもつ夏の催事です。古代中国では『乞巧奠』と呼び、農事を司どる牽牛星に五穀の豊穰を、養蚕や裁縫を司どる織女星に蚕のまゆの豊作や手芸技芸の上達を祈る祭だったとか。それに恋物語がつけられたのが二世紀で、さらに日本に伝えられてから短冊に願い事を書くとかなう……という風習が生まれた様子。小学生の工作の笹飾りには、『フッシュョンモデル』になれますように『なかケキ屋』さんになれますように『なごに混じって』宇宙飛行士になれますように『と』というのもあり、人間が月に行き、宇宙飛行をする現在

でも、星に祈る民話は生き続けるのだなあ、と何かホッとするような気がしました。風土に根ざした年中行事には人間の暮らしに対する理屈抜き、のやさしさがあります。

土 用

二十日は土用の入り、来月八月八日の立秋の前日までが『夏の土用』です。土用とは土気のこと、空気ではなく土気が働いて四季が訪れる……という表現です。というわけで、立春、立夏、立秋、立冬の前の十八、十九日間を示し、土用は年に四回ありますが、暑さ酷しくあまりにもしるぎにくい『夏の土用』が目立って有名になりました。夏の土用は一年中でいちばん暑い時期といわれ、別名が『暑中』。この季節にご機嫌を伺うのが『暑中見舞』、暑さに参って体調をくずすのが『暑気あたり』、命あつてのものダネと休みをとるのが『暑中休暇』、書画骨とうを日陰干しにして湿気を抜くのが『曝書』、梅雨期に湿った寝具や衣類を干すのが『土用干し』、猛暑、暑熱に負けず気力、体力を維持しようとする庶民の知恵が『暑気払い』です。昔から暑中の丑の日(今年は二十四日が土用丑、八月五日が土用二の丑)にはウナギを食べて栄養補給をするのが習わしですが、地方によっては土用丑に牛肉を食べるところもあり、ニラ、卵シジミ汁をとる風習も残っています。また、丑の日に菖蒲湯や温泉に入るのが『丑湯』、お灸をすえるのが『丑灸』で、とにかく暑中には身体をいたわりましょう、というのが丑の日の趣旨のようです。われ

夏 祭

われも先人の遺訓にあやかっただけの日とは限らず、おおいに暑気払いにいらして長寿を願いたいものです。

ぼん踊りが盛んな八月に比べて、七月は観光客や見物人が何万人といたった大規模な夏祭が目立って多いようです。まず、一日、十五日までの長期に渡って催されるのが博多祇園山笠。高さ十六メートル余もある山笠と呼ぶ山車が六基も町中に据えられ、それぞれ豪華さを競うのが見もの。十五日の本祭には櫛田神社に各山笠が集合し、四キロメートル先の旧奉行所までの競走をするのが圧巻。疾走する山笠の争いはさまざま、各山笠二十八人のかつぎ手が力走するこの勇壮な夏祭は古来九州最大の祭として著名です。十七日は京都八坂神社の祇園祭。長刀鉾を先頭に以下十四台の山と五台の鉾が京の町を東進して巡幸し、千年余の昔をしのばせる典雅な夏祭を展開します。コンコンチキチンとお囃子も優雅なら鉾もみやびで海外からの見物人も多く日本の夏祭の源流といわれるだけの品格を感じます。続いて二十五日は大阪中が湧き上がる天満の天神祭。社を出た神輿、鳳輦、猿田彦、ふれ太鼓、台鉾、獅子、風流花傘、八乙女、稚児、武者行列などが幾隻もの船にのり堂島川を祭囃子もにぎやかに下ってゆく船祭です。川辺も橋も人、人で埋まり役者衆も芸者衆もタレント衆も出て、おおいにぎわいの一日です。七月は一度でいいから見物してみたい夏祭が続きます。

随 想

ゴールのない駅伝

随 想



県 長 嶋 一 郎  
町 長 嶋 一 郎  
石 井 千 床  
長 千 床

首長は「ゴールのない駅伝の選手」これは四期十六年を立派に努められ惜しまれながら昨年二月次走者に襷を渡された、高田前長崎県知事さんのコメントでした。私も来る十一月に近まった次の中継点に向って出走以来の六区目を老脚(七五才)にスプレーしながら走り続けている千々石町長です。

それなりに多彩な価値ある青春だった、と反題しております。産業土木課長から一期半の助役職を経て、心ならずも町内を二分する激しい選挙の洗礼を受け町長に就任したのが昭和五十年十二月、満五十歳でした。以来一貫して、「美しい自然に調和した、心も、懐も豊かな町づくり」をキャッチフレーズに、「近き者が説くべき遠き者来る」の論語の訓を体し、「子どもが生き生きと育ち、おとしりや障害の方にはやさしく、若者が希望をもって頑張る、うるおいと活力に満ちた定住の里づくり」その条件整備が町村行政の要諦との理念を以て一割自治のきびしい財政のなか過疎地域活性化計画に基づき、幹線街道の整備を重点に、土地改良、林道開設、漁港修築等基幹産業の基盤整備をはじめ、海岸防災、建設大臣手づくりの郷土賞の河川公園など観光資源の開発を含め人口規模に見合った教育文化、福祉保健施設、公園等一連の社会資本の充実を図りつつ、簡水の普及、道路網の整備と相まって平成九年度より公共下水道事業に着手、また公営住宅建設と併行して宅地分譲持家促進対策をすすめる、環境の保全と定住条件の整備にも取り組んでおります。また町づくりは人づくりから、さきに宣言した住みよい町づくりの、心をテーマとする「生涯教育のまち」の実践活動と、殊にふるさと創生資金を活用しての自から考え自から行う民活の振起を促し、四季折々のむらおこしイベントが逐年活発化がみられますことは心強いことです。

「給仕を命ず、月給十三円を給す」私が千々石町役場に奉職したのは昭和十三年十四歳の春でした。小学校五年生のとき父母と死別し三人の弟妹を抱えて高等小学校卒業と同時に働かせて貰ったのです。周囲の方々の温かい励ましを心の支えとし、不遇も逆境も自分に科せられた試験と常に前向きに受けとめ、給仕だったら日本一の、書記になったら県下でも負けない、係長課長のときは郡内ではと、身近な目標に向って、現在に最善をつくす」をモットーに走り続けてまいりました。

四月の町議選に続いて、次は半年後の町長選挙「やれることはやらせて頂いた。」二十一世紀地方自治新時代の開扉は新進のランナーに、が私の心情であります。が一方下水道の大型事業も中途、介護保険制度の発足、ごみ広域処理、地方分権、更には市町村合併の問題等課題山積の折柄、しかも多額の借金を抱え今退くとはいへなごとか、との叱声も聞こえてまいり、「ゴールのない駅伝」あれこれ思いめぐらしながら去就に心を砕いている昨今です。

我が町は、さきの噴火災害で著名な島原半島の西玄関、普賢岳の西麓、橘湾奥に臨む、面積三三・四三平方キロ、三方を町域の七五%を占める雲仙連山に囲まれた、人口六千人の山と海と清流、豊かな自然に抱かれたふるさととの典型そのものの農漁村です。

ひるの仕事、灯火管制下未明にかけての独学と苦闘のなかにも精気満々の青年団活動も織りませ、

陸の軍神橋中佐、天正遣欧少年使節の一人千々石ミゲル、南画の泰斗鋤雲泉、郷土が産んだ偉大な三先人は県立少年自然の家も立

た町づくりは人づくりから、さきに宣言した住みよい町づくりの、心をテーマとする「生涯教育のまち」の実践活動と、殊にふるさと創生資金を活用しての自から考え自から行う民活の振起を促し、四季折々のむらおこしイベントが逐年活発化がみられますことは心強いことです。

泰斗鋤雲泉、郷土が産んだ偉大な三先人は県立少年自然の家も立

た町づくりは人づくりから、さきに宣言した住みよい町づくりの、心をテーマとする「生涯教育のまち」の実践活動と、殊にふるさと創生資金を活用しての自から考え自から行う民活の振起を促し、四季折々のむらおこしイベントが逐年活発化がみられますことは心強いことです。

泰斗鋤雲泉、郷土が産んだ偉大な三先人は県立少年自然の家も立

た町づくりは人づくりから、さきに宣言した住みよい町づくりの、心をテーマとする「生涯教育のまち」の実践活動と、殊にふるさと創生資金を活用しての自から考え自から行う民活の振起を促し、四季折々のむらおこしイベントが逐年活発化がみられますことは心強いことです。